平成30年12月14日 第12051号

0		0	申	0	0		0	0	0	の	0				त्र
駐車監		"	請	特 定	随 意		11	保安林	精 神	処 分	廃 物]	F
監視				非営	意契約の			\mathcal{O}	通院		と認			1	Ц
視員資格者に	C 公			利活動	の 相 手	了 公		指定予定	医療を		廃物と認定することが困難な放置自	【 告	目		
者 に	公安委員会】			法人	方 の			定	担当す		ر ح			<u> </u>	具公
係る講習の	負 会 】			の定款変	決 定	告】			する 医		が 困 概	示】	次	1	12
習の									療機		難な放				
実 施				の 認					関の		置自			7	极
				証 の					指 定		動 車			3	举
交逐		IJ		県	税 務		"	治	健		航空		l.m		于 到
交通指導課				民生活	務課			山課	康推進		空企画		担当課	 - -	山 山 県
課				活交通課					課		画推進課		(室)	-4	D -
				課							課				1
															目
															次
															1
															担 当 課
															、 (室)
															<u> </u>

◎岡山県告示第六百二十四号

山県快適な環境の確保に関する条例 第十八条第二項の規定により、 (平成十三年岡山県条例第七十四号。 廃物と認定することが困難な放置自動車 以下

平成三十年十二月十四日

て次のとおり告示する。

岡山県知事 伊原木 隆 太

Ď 名称、 数量及び自動車登録番号

小型乗用自動車 マツダ デミオ	種類及び名称
箱型 一台	形状及び数量
岡山五〇一も四七七八	自動車登録番号

一 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十年十月二日

三 放置されている場所

岡山市北区日応寺一二七七 (岡山空港駐車場)

兀 この告示の 日の翌日から起算して六月を経過した場合は、 \mathcal{O}

る

五 担当の組織の名称及び連絡先

.山県岡山空港管理事務所総務課

[山市北区日応寺一二七七

電話番号 ○八六-二九四-五五五○

岡山県公報 第12051号 平成30年12月14日

平成三十年十二月十四日

指定した医療機関

水島訪問看護ステーション

倉敷市神田二丁目三—三三 所

在 地

指定年月日

平成三十年十二月一日

◎岡山県告示第六百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

岡 Щ 県 知

事 伊 原 木 隆

太

◎岡山県告示第六百二十六号

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により 農林水産大臣

平成三十年十二月十四日

[県知事 伊 原 木 太

高梁市成羽 日名字日名尻三の

字立石

保安林予定森林

 \mathcal{O}

所在場所

 \mathcal{O}

指定施業要件

立木の 伐採の方法

(1)次の森林に っつい ては、 主伐は、 択伐に

字日 名尻三の 七の二・字立石一 \bigcirc (以上三筆に っい て次 \hat{O} 図に示す部分に

(る。)

(3)(2)その他の森林に 2 主伐に係る伐採種を定め

主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 のとする

(4)間伐に係る森林は、 次の とお

2 立木の 伐採の 限度並び に植栽の方法 期間及び

次の 図 及び 「次のとおり」 は 省略 及び

梁市役所に備え置 て縦覧に供する。)

◎岡山県告示第六百二十七号

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 知があった。 農林水産大臣

平成三十年十二月十四日

[県知事 原 木

太

保安林予定森林 : の 所 在場所

町臘数字上 バ家ノ上 $\underset{\sim}{\bigcirc}$ 字奥堂迫一 〇 <u>五</u> 0 00七

 \mathcal{O}

立木の伐採の方法

(1)次の森林に ては、 主伐は、 択伐による。

○○二・字奥堂迫一○○五の

一〇〇七

(以上三

・について次の図に示す部分に限る。)

(3)(2)その 他の森林に つい ては、 主伐に係る伐採種を定め

主伐として伐採をすることができる立木は 当該立 木の所在する市町

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上

(4)間伐に係る森林は、

2 立木の 伐採の

図 及 び 「次のとおり」 は省略

梁市役所に備え置い て縦覧に供する。)

五.

年政令第三百七十二号。 とおり契約 [五七三] 地方公共団体 0 相手方等を決定した。 以 下 の物品等又は特定役務の調達手続の 「政令」 に基づき、 特定調達契約につき、 特例を定める政令 (平成七

平成三十年十二月十四日

特定役務 の名称

> 山県知 原 木 太

タルシステ е Α X 更改及び地方税共通納税システム導入に係

る税務システ ム改修事業

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地 平成三十年十一

月十九

日から平成三十一年三月三十

日まで

山市北区内山下二丁目四番六号

兀 契約の相手方を決定

契約の相手方の氏名及び

株式会社日立製作所

広島県広島 市中 -区袋町 五番二五号

六

二三、七三八、 四〇〇円 (うち消費税額及び 七五 八、 四〇〇円)

七 の相手方を決定した手続 (契約方法)

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一 項第二号に該当するため

五七 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 項の規定によ

次 のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年十二月十四日

[山県知事 伊原木 隆

太

一 申請のあった年月日

平成三十年十二月四日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コリア教育支援ネット

ワ

三 代表者の氏名

李 康列

主たる事務所の所在地

兀

倉敷市福田町古新田八○四番三号

五 定款に記載された目的

1山県を中心とした在日コ (国 籍、 在留歴を問わない)の多文

化共生教育の支援と、 日本人市民 団体との交流 協力活動を推進し、 豊かな多文化

共生社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、 会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔五七五〕特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定によ

次 のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年十二月十四日

呵山県知事 伊 原 木 隆

太

申請のあった年月日

平成三十年十二月六日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来図

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

倉敷市西阿知町三七八番地八

五 定款に記載された目的

支える地域社会に障害児者に関する啓発を行うことにより、 この法人は、 発達障害児者や知的 障害児者の 自立的で豊かな生活づくりと、それを 地域福祉の増進及び子ど

もの健全な育成に寄与する事を目的とする。

変更する事項

六

役員に関する事項

◎岡山県公安委員会告示第百八十号

る駐車監視員資格者に係る講習を次のとおり 交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 実施する。 第五十一条の十三第一項第一 号イに規定す

平成三十年十二月十四

0

時及び場所

尚 公 安 委 員

考査	講習	区分
月十五日平二	八日の二日間 月七日及び同月 平成三十一年二	実施年月日
午前十時三十分まで	十五分まで 十五分まで	時間
(2)	656667789911111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111111	実 施 場 所

1 提出書類

所定の様式による受講申込書 通

2

郵便番号七〇〇-

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

3

2の提出先へ持参し、 又は郵便等 (書留郵便その他これに準ずる方法に限る。

同じ。)により提出すること。

4 提出期間

曜日)必着とする。 後五時までとする。 曜日及び国民の祝日を除く。) 平成三十一年一月七日 ただし、 (月曜日) 郵便等による場合は、 の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午 から同月二十五 平成三十一年一月二十五日 (金曜日) まで (土曜

三 受講手数料

二万円。 受講申込書に 岡 Ш **火収入証** 紙 ない を貼付することにより納付すること。

は

納付後は

還付し

兀

- 1 の受講を修了 た者を対象に修了 考査を実施する。
- 2 の修了考査に合格 た者 \bar{o} 監視員資格者講習 課程修了者とし

五.

視員資格者講習修了

証明書を交付する

2

受講申込書を受理後、

日等を指

定し

た受講票を送付する。

- 代理受講 は
- 1の修了考査に合格 が 次 \mathcal{O} 'n に該当する場合 は、 駐車監視

員資格者証を交付

- (1) 十八歳未満
- (2)成年被後見人若 しくは被保佐 人又は破産者で復権を得な
- (3)か ら起算して二年を経過し 禁錮以上の て刑に処せられ、 刑に処せら ない 執行を終わ 又 は道路交通法第百十 又は 執行を受けることが 九 条の二 項第三号 なくな の罪を 0
- (4)家公安委員会規則第二十三号)第三条各号に掲げ 行うおそれがあると認めるに足りる相当な理 集団的に、 又は常習的に 確認事務の委託 0 由がある者 手続等に 関する規 ず れ 魺 カュ に当たる行 (平成
- (5) 規定による指示を受け 第十二条若しくは第十二条の六 年を経過しないもの 暴力団員による不当な行為の た者であ 0 て、 規定による命令又は 止等に関する法律 当該命令又は指示を受け (平成三年法律第七 同法第十二条 四第二項の
- (6)コー ル、 大麻、 又は覚醒 剤 \mathcal{O}
- (7)精神機能 の障害によ り確 認事 務を適正 行 Š に当たっ て必要な認 知、 断
- 意思疎通を適切に行うことができな
- (8)駐車監視員資格者 証 \mathcal{O} 返納を命ぜら ħ そ $\tilde{\mathcal{O}}$ 返 \mathcal{O} カン 5 起算 て二年を経過

日

平 成三十 $\frac{-}{\mathcal{O}}$ 1の受講 年 月二十五 申込書は、 まで交付する。 畄 Ш 県警察本部交通 また、 部交通指 郵便による交付を希望する場合は 駐車対策係 \mathcal{O}

三号で八十二円分の より平成三十一年一月十八日 返信を希望する者の住所、 切手を貼ったもの) 氏名、 (金曜日) 郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒 一枚を同封し、 必着で請求すること。 $\frac{-}{0}$ の提出先に郵便等に

なお、 岡山県警察の ス http://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/ からダウン ードすることもできる。

5

 $\frac{-}{\mathcal{O}}$

1の受講申込書の提出の際、

受講する者の住所、

氏名、

郵便番号等の宛先を

6 記入した返信用の封筒 山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 い合わせ先 (長形三号で八十二円分の切手を貼ったもの)

〇八六一二三四

(内線五一四一)